

HMC



Network

秋号
No.143



秋号特集

インボイス制度に備える

【直前対策編】

電子帳簿保存法を紐解く

～適格請求書の保存と電子帳簿保存法～

...etc.

今号の特集

インボイス制度に備える【直前対策編】 ……04
～いよいよ開始！準備は万端？～

*インボイス制度への準備【売り手側編】 ……04
*インボイス制度への準備【買い手側編】 ……10
*インボイス制度への準備【売り手・買い手共通編】 ……16

Regular

電子帳簿保存法を紐解く

～適格請求書の保存と電子帳簿保存法～ ……17

Reading & Information

経営者に語り継ぎたい論語 ……20
セミナーのご案内～インボイス制度・会計対応セミナー～ ……21
年末調整等の注意点 ……22
その他のお知らせ・編集後記 ……23

○発行 堀江会計グループ

税理士法人 堀江会計事務所
Gift Design (有)
株HRC

(株)エイチ・エム・シー
行政書士法人 Gift Design

○場所

【呉本社】呉市中央3丁目5番13号 HMCビル3階
【広島支社】広島市中区上幟町4番7号 縮景園ひろえビル301号

○連絡先

【呉本社／広島支社】TEL：0823-22-0123
FAX：0823-21-5739 Email：info@horie-hmc.co.jp
HP：https://horie-hmc.com/

○営業時間 8:30～17:30 (月～金)

巻頭文

拝啓 涼風の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

コロナ禍の収束後、経済活動の正常化が進展しましたが、長引く円安の影響と物価高により消費が手控えられ、経済活動が抑制されつつあります。2023年9月も2,000品目程度の値上げが実施されており、給料が上がっても、実質所得はなかなか増えず、漸くプラスになったというところです。

競争力と人材の不足により、中小企業を取り巻く環境は一段と厳しくなりつつあり、これまで以上に「考える経営」をする必要があると考えます。新たな製品・商品・サービスを創り、新たなビジネスモデルを構築し、最大限の省力化を図る。経営の基本ですが、なかなか実現は難しいところです。

しかし、現在のビジネスモデルが通用しなくなってから考え始めても間に合いません。

時代や環境を俯瞰し、将来を見据え、その時のためにできるだけ早く考え行動できることが、経営者に求められる資質であり、変化に対応することが経営者の仕事です。経営者だけでは難しいと思いますので、従業員の皆様を巻き込んで、一緒に取り組んでください。

弊社も考えるサポートをいたしますので、ご相談下さい。

敬具

中橋 俊治

今月のCOVER



アライグマ

哺乳綱食肉目アライグマ科アライグマ属

アライグマはメキシコ、アメリカ、カナダなどを原産地とする動物です。

日本ではペットとして1970年代後半に輸入されるようになりました。しかし手先が器用なため、飼育檻から逃がしてしまったり、成獣となり飼いきれなくなると捨てたりするケースが続出しました。日本にはアライグマの天敵がおらず、元々繁殖力も高かったため、野生化・自然繁殖して増加したといわれています。

基本的に夜行性ですが、昼間に目撃されることもあります。木登りと泳ぎが得意で、都市部から森林・湿地帯までの水辺に生息しています。

アライグマとレッサーパンダはよく間違えられますが、アライグマは黒と茶褐色のシマが交互に入っているしっぽ、レッサーパンダは栗色に白いシマの入ったしっぽをしています。

インボイス制度に備える【直前対策編】

No.6 ~いよいよ開始！準備は万端？~

1. はじめに

いよいよ令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。今号は、直前対策編として、売り手側・買い手側双方の準備すべきポイントをご紹介します。

2. インボイス制度への準備【売り手側編】

1

得意先への登録番号 案内通知

得意先に自己の登録番号を事前に案内します。事前に案内することで令和5年10月1日以降の取引を安心して行っていただくことができます。

【案内方法】

- ・ 下図のような案内を、書面やメール・FAXなどで行う
- ・ インボイス制度開始前に得意先に自社の適格請求書の形式を送付しておく

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、貴社の登録状況について下記回答欄にご記入頂き、メールまたはFAXにてご返信賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社登録番号 **TO-0000-0000-0000**
2. 課税事業者のご確認及び登録番号に関するご依頼
 - ① 現在、貴社は課税事業者・免税事業者どちらに該当しますか？
 - 課税事業者
 - 免税事業者
 - ② 「適格請求書発行事業者」登録状況についてお伺いします
 - 登録番号取得済（登録番号 T _____ ）
 - 登録番号取得の予定（ _____ 年 _____ 月 _____ 日 取得予定）
 - 登録番号を取得するかどうか検討中
 - 登録番号を取得する予定はない
 - ③ 貴社ご連絡先
貴社名 : _____ ご担当者名 : _____
メールアドレス : _____
3. お問合せ先・ご返信先
電話番号 : 000-000-0000 FAX 番号 : 000-000-0000
メール : ○○○@z-success-support.com
年 月 日までにメールまたはFAXにてご返信をお願い致します。

以上

2

適格請求書の記載要件の再確認

インボイスの様式は、法令などで定められていません。「インボイスに記載が必要なこと」を満たしている書類であれば、書類の名称や、手書きか印刷物かにかかわらず、インボイスに該当します。

【適格請求書の記載事項（下記左図）】

- ①発行事業者の名称（氏名）
- ②登録番号
- ③取引年月日
- ④取引内容（軽減税率）
- ⑤取引額を税率ごとに区分した合計
- ⑥⑤に対する消費税額と適用税率
- ⑦請求書の受領者名

〇〇年〇月〇日

ニホン商事(株) 御中

請求書

日付	品名	数	単価	金額
11/1	ボールペン	10	100	1,000円
11/3	ノート	10	200	2,000円
11/5	水※	5	100	500円
10%対象	3,000円		消費税額	300円
8%対象	500円		消費税額	40円
合計				3,840円

※軽減税率対象④

(株)ほりえ商事
登録番号T3-0000-1234-5678

【適格簡易請求書】

タクシー・小売店・飲食店など

- 受領者名の省略
- 消費税額か適用税率を記載

No.234

領収書

2023年10月10日
車番01234

メーター 2200円
運賃合計 2200円
合計(10%) 2200円

クレジットカード支払
株式会社ホリエタクシー
広島県呉市
TEL:0823-00-0000
登録番号：T113456789102

3

複数の書類による適格請求書の担保

契約書はあるが毎月の請求書・領収書がない取引や、取引内容は納品書で月末に合計請求書を交付している場合など、1枚の書類で適格請求書に必要な情報が記載できない場合は、複数の書類や支払通知書（支払明細書）を交付することで、仕入税額控除が可能となります。



〇〇年〇月〇日

支払通知書

HM商事(株) 御中
登録番号：T123456789

※送付後一定期間内に連絡がない場合、確認済とします

日付	取引	伝票	税率	支払金額（税別）
12/1	仕入	No. 123	10%	20,000円
12/5	仕入※	No. 222	8%	1,000円
12/15	仕入	No. 124	10%	10,000円
合計				31,000円

※軽減税率対象

軽8% 1,000円 (消費税 80円)
10% 30,000円 (消費税3,000円)

(株)ほりえ商店
〒****-**** 広島県…

〇〇年〇月〇日 No. 1

ニホン商事(株) 御中

納品書

日付	品名	数	単価	金額
11/1	ボールペン	10	100	1,000円
10%対象 1,000円			消費税額	100円
合計				1,100円

(株)ほりえ商事

〇〇年〇月〇日 No.1

ニホン商事(株) 御中

請求書

日付	品名	金額
11/1	No. 1	1,100円
11/1	No. 2	2,200円
合計		3,300円

(株)ほりえ商事
登録番号T3-0000-1234-5678

〇〇年〇月〇日 No. 2

ニホン商事(株) 御中

納品書

日付	品名	数	単価	金額
11/1	ノート	10	200	2,000円
10%対象 2,000円			消費税額	200円
合計				2,200円

(株)ほりえ商事

4

契約書のみ取引（自動引落・振込）

賃貸物件などにみられる「契約書を取り交わし、支払いは自動引落」などのケースも、**3**で説明した【複数の書類による適格請求書】の記載要件を満たします。

Check!

- 契約書と別の書類（覚書やご案内など）で記載事項を担保する場合、契約書に登録番号・取引内容・適用税率を記載し、引き落としされた通帳で取引日付・金額を証明します。
- 一定期間分の適格請求書をまとめて交付することができます。相手方から一定期間の賃貸料について、適格請求書の交付を受け、それを保存することにより、適格請求書の保存要件を満たすことが可能となります。

インボイスの記載事項	記載書類
①適格請求書発行事業者の名称	契約書
②発行事業者登録番号	契約書
③取引年月日	通帳
④取引内容	契約書
⑤税率区分ごとに合計した取引金額	契約書・通帳
⑥上記の消費税額及び適用税率	契約書
⑦受領者名	契約書

※番号は5ページの**2**に相当

【新規契約における対応例】

- ・ 発行者の名称及び登録番号
- ・ 取引の相手方の名称
- ・ 取引の内容

建物賃貸借契約書
 貸與人○○(株) (登録番号:T1234...)と借借人××(株)とは、○○(株)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。
 第〇条 (賃料)
 賃料は1カ月165,000円 (消費税率10%・うち消費税15,000円)とし、××(株)は○○(株)に対し、毎月末日までに、その翌月分を○○(株)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

- ・ 税率ごとの対価の合計額及び適用税率
- ・ 消費税額等

振込金受取書
 令和6年3月31日
 金額 ¥165,000
 先方銀行 △銀行 霞が関支店
 お預金種目 普通 口座番号 123456
 お受取人 ○〇(株)様
 依頼人 ××(株)様

賃借人である××(株)は、契約書と振込金受取書等※を保存することで仕入税額控除可

※ 口座振替による支払いの場合、振込金受取書の交付は受けられないため、通帳

・ 実際取引を行った事実を客観的に示す書類 (課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの)

【既存契約における対応例】

※既存の契約内容では「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載が不足している

建物賃貸借契約書
 貸與人○○(株)と借借人××(株)とは、○○(株)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。
 第〇条 (賃料)
 賃料は1カ月165,000円とし、××(株)は○○(株)に対し、毎月末日までに、その翌月分を○○(株)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

+

令和5年10月以降のご案内
 建物賃貸借契約書と併せて本書の保管をお願いいたします。
 登録番号:T1234...
 消費税率:10%
 消費税額:15,000円

メールなど電子的方法による通知も可能

- ・ 登録番号
- ・ 適用税率
- ・ 消費税額等

+ 上記同様、振込金受取書等を保存

国税庁「インボイス制度 オンライン説明会資料」より引用

5

適格請求書の要件調査

得意先に交付する書類の内、適格請求書とする書類の確認を実施します。

【確認方法】

交付書類を一覧化し、記載要件の確認を行います。

※書類に「この書類は適格請求書です」などの文言を追加することも検討します

■インボイス記載事項確認表

書類名/確認事項		記入例	納品書	請求書	領収書	契約書	仕入明細書
書類管理No.		納100					
適格請求書の対象		○					
記載事項	①発行者名	○					
	②登録番号	○					
	③取引日付	○					
	④取引内容	○					
	⑤取引額を税率ごとに区分した合計	○					
	⑥消費税額と適用税率	○					
	⑦受領者名	○					
返還	⑧返還日	○					
	⑨返還の基となった取引日	最終販売日					
	⑩取引額を税率ごとに区分した返還額の合計	○					
	⑪返還に係る消費税額と適用税率	○					
端数計算		○					
システム名		販売大将					
写しの保存場所と方法		システム内で電子保存					
確認者名		田中一郎					
確認日		2023/10/25					

6

適格請求書の端数処理

インボイス制度では端数処理は税率ごとに1回と決められています。

日付	品名	数	単価	税抜金額	消費税
11/1	ボールペン	10	125	1,250	合計
11/3	ノート	5	235	1,175	
11/5	水※	10	98	980	
10%対象				2,425	→ 242
軽減税率8%対象 ※は軽減税率				980	→ 78

税率ごとに区分した消費税額等に1円未満の端数が生じた場合、税率ごとに1回のみ端数処理を行うこととなります。

個々の商品ごとに消費税額等の端数を計算し、合計額を消費税額等とすることはできません。

※端数処理は「四捨五入」、「切捨て」、「切上げ」など任意の方法で行えます

【インボイス制度開始前と後をまたぐ請求書の記載事項】

登録日が令和5年10月1日（適格請求書等保存方式の開始日）である場合については、買手において登録日前後の課税仕入れがいずれも仕入税額控除の対象となることから、登録日をまたぐ請求書を適格請求書とするときは、登録日前後の課税資産の譲渡等（例えば、令和5年9月16日から30日までの期間と令和5年10月1日から15日までの期間）を区分することなく請求書に記載して交付することも認められます。

7

返品・値引きには適格返還請求書が必要

返品・値引きには適格返還請求書（返還インボイス）が必要です。

〇〇年〇月〇日

ニホン商事(株) 御中

請求書

日付	品名	数	単価	金額
11/1	ボールペン	10	100	1,000円
11/3	ノート	10	200	2,000円
11/5	水※	5	100	500円
10%対象 3,000円		消費税額		300円
8%対象 500円		消費税額		40円
総計				3,840円
11/1 値引 前月〇月〇日~〇月〇日分 10%				220円
ご請求金額				3,620円

※軽減税率対象

(株)ほりえ商事
登録番号T3-0000-1234-5678

- ①発行者の名称(氏名)
- ②発行事業者登録番号
- ③返還等を行う年月日
- ④返還等のもととなる資産の譲渡日
- ⑤取引内容(軽減税率)
- ⑥返還額を税率ごとに区分した合計
- ⑦⑥に対する消費税額と適用税率
- ⑧返還等を受ける受領者名



- ・上記のように適格請求書と適格返還請求書を1枚の書類で交付が可能です。
- ・前月の値引きを当月の請求書に記載することも可能です。
- ・値引きの対象となる取引の期日の記載が必要ですが、「●月●日～●月●日分」のように、期間での記載も可能です。
- ・販売奨励金や協同組合が組合員に支払う事業分量配当金も適格返還請求書対象となります。

8

少額な返還インボイスの交付義務免除 **令和5年度税制改正**

インボイス発行事業者が国内で行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満である場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます。

例えば、売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合には、通常、当該振込手数料相当額は1万円未満となりますので、当該売上値引きに係る返還インボイスの交付義務が免除されます。

対象者：すべての事業者

対象取引：1万円未満の返品・値引き・割戻しなどの売上げに係る対価の返還等

期間：令和5年10月1日～恒久措置



値引き等が1万円未満である場合、返還インボイスの交付が不要

Q.1万円は税込、税抜のいずれで判定するのですか

→A.「税込」判定

「税込」1万円未満の返品・値引き・割戻しなどの売上に係る対価の返還等について、返還インボイスの交付義務が免除されます。

Q.売り手が負担する振込手数料も対象となるのですか

→A.以下の場合は対象

売り手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合には、返還インボイスの交付義務免除の対象となります。

Q.売り手が負担する振込手数料を、会計上は支払手数料として処理し、消費税法上は対価の返還等と取り扱うことはできますか

→A.取り扱ってOK

取り扱って差し支えありません。なお、消費税法上、売上値引きとして処理する場合には、対価の返還等の元となった適用税率（判然としない場合には合理的に区分）による必要があるほか、帳簿に対価の返還等に係る事項（※）を記載し、保存することが必要となりますので、ご注意ください。

※ 帳簿上、支払手数料として処理していたとしても、当該支払手数料を対価の返還等として取り扱うことが要件設定やコード表、消費税申告の際に作成する帳票等により明らかであれば問題ありません。

Q. 売り手が負担する振込手数料を支払手数料として処理する場合は、対象となりますか

→ A. **そもそも交付の必要なし**

売り手が負担する振込手数料、すなわち課税仕入れとして処理している場合には、そもそも返還インボイスの交付は必要ありません。

なお、支払手数料として仕入税額控除を行うためには、金融機関や取引先からの支払手数料に係るインボイスが必要となる点について変わりありません（少額特例の対象にはなりません）。

3. **インボイス制度への準備【買い手側編】**

1

仕入先の登録番号を確認

定期的取引が発生する仕入先に対して登録番号確認を行います。

【確認方法】

仕入先に登録番号の確認を書面やメールで行います。

株式会社ホリエサンプル商事

適格請求書発行事業者登録番号のご案内とご依頼について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。上げます。さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定されている事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」です。

つきましては、弊社の適格請求書発行事業者登録番号を、下記回答欄にご記入頂き、メールまたはFAXにてご返信賜います。

(株)ホリエサンプル商事
総務部 宛
提出日：___年___月___日

適格請求書発行事業者登録番号通知書

適格請求書発行事業者番号	T																		
--------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

番号を取得されていない場合は、下記のいずれかにチェックしてください。

課税事業者：適格請求書発行事業者登録番号の申請中または申請予定

課税事業者：適格請求書発行事業者登録番号の申請は行わない

免税事業者：適格請求書発行事業者登録番号の申請中または申請予定

免税事業者：適格請求書発行事業者登録番号の申請は行わない

記

1. 弊社登録番号 **TO-0000-0000-0000**

2. 課税事業者のご確認及び登録番号に関するご依頼

① 現在、貴社は課税事業者・免税事業者どちらに該当しますか
 課税事業者 免税事業者

2

仕入先の登録番号をリスト化

仕入先に確認したインボイス対応情報をリスト化しておきましょう。

<リスト例>

No.	取引先	取引内容	受取部署	書類の種類		受取方法	保存先	適格請求書の記載事項						免税
								①	②	③	④	⑤	⑥	
記入例	〇〇(株)	商品仕入	総務部	納品書		メール	2	○	○	○	○	○	○	
記入例	■(株)	賃貸	営業部	契約書	通帳	なし	1	×	×	×	×	×	×	○
1														
2														
3														

保存先

1 書面

2 電子書庫システム

3 財務システム

4 デジタルインボイスシステム

適格請求書の記載事項

①発行者名・登録番号	④取引額を税率ごとに区分した合計
②取引日付	⑤消費税額と適用税率
③取引内容	⑥受領者名

仕入先の定期的な登録番号チェック

【適格請求書発行事業者「登録番号」の確認】

- 取引時点で仕入先が適格請求書登録事業者であることの確認が必要です。
- 確認方法は国税庁の公表サイト（以下参照）との照合を実施します。

国税庁 インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく

ホーム (登録番号を検索)	お知らせ	ご利用ガイド	ダウンロード Web-API	登録番号とは	よくある質問
------------------	------	--------	-------------------	--------	--------

🔊 重要なお知らせ

- 当サイトの検索機能に対して、スクレイピングなど、プログラムを用いて公開している情報を取得する行為の禁止等を**利用規約**に追記しました。
- 当サイトの利用にあたっては、**利用規約**をご確認のうえ、取得したデータについては、個人情報保護法に基づき適切にお取り扱いください。
- 登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでの期間については、登録申請書の提出状況などにより異なります。現在の通知までの期間の目安については、[国税庁ホームページのインボイス制度特設サイト（外部サイト）](#)でご案内しております。
- 登録されると、税務署からインボイスの登録番号等を記載した「登録通知」（書面又は電子データ）が送付されます。書面の「通知書」については原則として再発行しておりませんので、e-Taxにより申請し、紛失の心配がない電子データによる通知の受領をお勧めしています。

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 [法人番号を検索したい場合はこちら](#) >

🔍 登録番号を検索する

登録番号（"T"を除く13桁の半角数字）を入力して「検索」ボタンを押すと、検索結果が表示されます。一度に10件まで検索することができます。

検索方法について調べたい場合は、「ご利用方法について」を押してください。

> [ご利用方法について](#)

登録番号

T 1234567890123 0桁

登録番号でまとめて検索する +

検索 クリア

Check!

【国税庁 インボイス制度
適格請求書発行事業者公表サイト】

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>





【登録番号の偽装等を行った場合】

- 1年以下の懲役または50万円以下の罰金となります。
- 売上除外を企図して名義を偽装した適格請求書を交付した場合は、10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金となります。

【登録番号が失効している／虚偽の適格請求書で仕入税額控除処理した場合】

- 修正申告、追徴課税が必要となります。

4

適格請求書の交付義務が免除される取引

現制度では、取引金額が税込3万円未満（一取引ごとに判定）の場合には、一定の事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除を受けることができますが、この制度がインボイス制度では廃止されます。



【インボイス制度開始後も適格請求書が不要で帳簿のみで仕入税額控除可能な取引】

- ① 公共交通機関である船舶、バス、鉄道による旅客の運送（3万円未満）
- ② 自動販売機により行われる取引（3万円未満）
- ③ 従業員等に支給する通常必要な出張旅費、宿泊費、日当、通勤手当等
- ④ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポスト投函）
- ⑤ 適格簡易請求書の記載要件を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ⑥ 古物営業、質屋、宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を購入する取引 ※
- ⑦ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源、再生部品（棚卸資産に限る）を購入する取引特定課税仕入れ ※

※⑥⑦は相手方が「適格請求書発行事業者でない」ことが必要条件

【帳簿の記載要件】

取引日付・取引金額・取引先・取引内容と「公共交通機関特例」「出張旅費等特例」などの記載が必要です。また、一部取引では所在地の記載も必要となります。

① 公共交通機関による旅客の運送（3万円未満）【公共交通機関特例】

1回の金額が3万円未満の公共交通機関による旅客の運送はインボイスの交付義務が免除されます。売り手はインボイスを交付しなくてよいので、買い手はインボイスなしでも控除できます。すなわち、帳簿に一定の事項を記載することにより仕入税額控除ができます。

1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定しますので、1商品（切符1枚）ごとの金額や月まとめ等の金額で判定することにはなりません。

【例】東京—大阪間の大人運賃が13,000円で4人分を一括購入
13,000円×4人分の52,000円となり、適格請求書が必要となります

【対象となるもの】

船舶による旅客の運送	一般旅客定期航路事業（海上運送法2⑥）、人の運送をする貨物定期航路事業（同法19の6の2）、人の運送をする不定期航路事業（同法20②）（乗合旅客の運送をするものに限り、）として行う旅客の運送（対外航路のものを除きます。）
バスによる旅客の運送	一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法3一イ）として行う旅客の運送 （注）路線不定期運行（空港アクセスバス等）及び区域運行（旅客の予約等による乗合運行）も対象となります。
鉄道・軌道による旅客の運送	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道：第一種鉄道事業（鉄道事業法2②）、第二種鉄道事業（同法2③）として行う旅客の運送 軌道（モノレール等）：軌道法第3条に規定する運輸事業として行う旅客の運送

「インボイス制度の手引（国税庁 令和4年9月版）」より引用

※特急券なども対象ですが、タクシー・航空券(飛行機)・入場料や手回り品料金は対象外です

② 自動販売機等により行われる商品の販売等（3万円未満）

【適格請求書の免除対象】

対象となるもの
<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機による飲食料品の販売 コインロッカーやコインランドリー等によるサービス 金融機関のATMによる手数料を対価とする入出金サービスや振込サービス

【適格請求書の免除非対象】

対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> 小売店内に設置されたセルフレジを通じた販売のように機械装置により単に精算が行われているだけのもの コインパーキングや自動券売機のように代金の受領と券類の発行はその機械装置で行われるものの資産の譲渡等は別途行われるようなもの ネットバンキングのように機械装置で資産の譲渡等が行われないもの

「インボイス制度の手引（国税庁 令和4年9月版）」より引用

③ 従業員等に支給する出張旅費、宿泊費、日当について

その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（【出張費等特例】）。

その旅行に通常必要であると認められる部分については「所得税基本通達9-3」に基づき判定されるため、所得税が非課税となる範囲内で、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められることとなります。（次ページ参照）

【注意！】あくまでも会社が従業員等に支払うことが前提なので、会社が航空会社やホテルに支払うものは出張旅費等特例の対象外となることに留意してください。

【所得税基本通達 9-3】

非課税とされる金品は、旅行をした人に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲のものに限られますが、その範囲のものに該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとされています。

- ① 支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- ② 支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるもの。

交通費に関しては実費精算されるかと思いますが、日当については規定に基づいて支給される額が基準になると考えられます。

5

帳簿に記載すべき所在地

課税仕入れの相手方である資産の譲渡等を行った事業者の所在地または自動販売機・自動サービス機の設置場所のいずれかを記載すれば問題ないと考えられます。

なお、自動販売機・自動サービス機の設置場所を記載する場合は、番地まで記載する必要はなく、「東京都〇〇区〇〇町自動販売機」「〇〇銀行〇〇支店 ATM」のように記載する対応で問題ないと考えられます。

NO.	取引	所在地記載
①	公共交通機関である船舶、バス、鉄道による旅客の運送（3万円未満）	×
②	自動販売機により行われる取引（3万円未満）	○
③	従業員等に支給する通常必要な出張旅費、宿泊費、日当、通勤手当等	×
④	郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポスト投函）	×
⑤	適格簡易請求書の記載要件を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引	×
⑥	古物営業、質屋、宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を購入する取引 <small>※古物営業法、質屋営業法又は宅地建物取引業法により、業務に関する帳簿等へ相手方の氏名及び住所を記載することとされているもの以外のものに限り</small>	×
⑦	適格請求書発行事業者でない者から再生資源、再生部品（棚卸資産に限る）を購入する取引 特定課税仕入れ <small>※事業者以外の者から受けるものに限り</small>	×

6

記載要件を満たさない領収書

領 収 書

No. _____
発行日 2020/07/01

〇〇株式会社
〇〇〇〇 御中

金額 **¥35,800-**

但し
上記正に領収いたしました。

内訳 _____ 株式会社〇〇〇
〒000-0000

登録番号

消費税額または適用税率

<飲食店>

- ① 発行者の名称(氏名)・登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率)
- ④ 取引額を税率ごとに区分した合計
- ⑤ 消費税額または適用税率
- ⑥ 請求書の受領者名

Check!

【記載項目の追加記入はNG】 記載項目を後から追記することは認められていません。仕入先に再交付を依頼し、正しい適格請求書を受取ります。

7

課税売上高1億円以下の事業者特例 令和5年度税制改正

対象者

基準期間（前々年度）における課税売上高が1億円以下または
特定期間（前事業年度開始の日以後の6か月間）における課税売上
高が5,000万円以下の事業者

特例

少額取引（税込1万円未満）は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能
となる

期間

令和5年10月1日～令和11年9月30日までの間に行う課税仕入
（6年間）

【課税対象となる事業者】

仕入税額控除の可否について4パターンとなります。

- ① 適格請求書がある → 仕入税額控除「可」
- ② 税込1万円以上で適格請求書がない → 仕入税額控除「不可」（6年間は経過措置を適用）
- ③ 適格請求書の交付免除取引 → 仕入税額控除「可」
- ④ 税込1万円未満で適格請求書はなく帳簿のみに記載 → 仕入税額控除「可」（6年間の特例）

8

領収書を受け取る従業員への教育

インボイス制度開始に向けて必須なのが**従業員教育**です。経営者の方や経理関連の方だけがインボイス制度を理解していたら充分という訳ではありません。アルバイトやパートの方も含めてすべての方が理解しておく必要があります。

仕入担当の方も、仕入先の計上してくる各品目単位の税率と消費税計算、端数処理が正しいかどうかチェックしなければなりません。その際、正しい知識を持ってチェックするのとそうでないのとでは、その時の処理時間に差が生じるのは当然ですが、後日の手間に大きく影響します。最終的に税務署から修正の指摘を受けたり、取引先に迷惑をかけてしまったりという大変な事態に発展しないとも限りません。

従業員教育を実施した後も、制度開始後は一定期間、朝礼や夕礼、定期ミーティングの場などで、実際に起こった事象や判断に困ったこと、顧客や取引先から質問されたことなどを社員全員で共有し、よりスムーズな対応ができるように社内で徹底しましょう。



9

免税事業者との取引

■取引対価の引き下げ

免税事業者に対して取引価格の引き下げを要求することは可能です。ただし、免税事業者の仕入れや諸経費に係る消費税の負担を考慮して双方納得の上で取引価格を設定すれば独占禁止法上問題になりません。

■受領拒否・返品

免税事業者であることを理由に商品の受領を拒否することや返品することは優越的地位の濫用として法令上問題となります。

■取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは自由ですが、インボイス制度を契機として免税事業者の仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような著しく低い価格を設定し、これに応じない相手と取引停止をした場合は、独占禁止法の問題となる恐れがあります。

■協賛金負担要請・購入利用強制

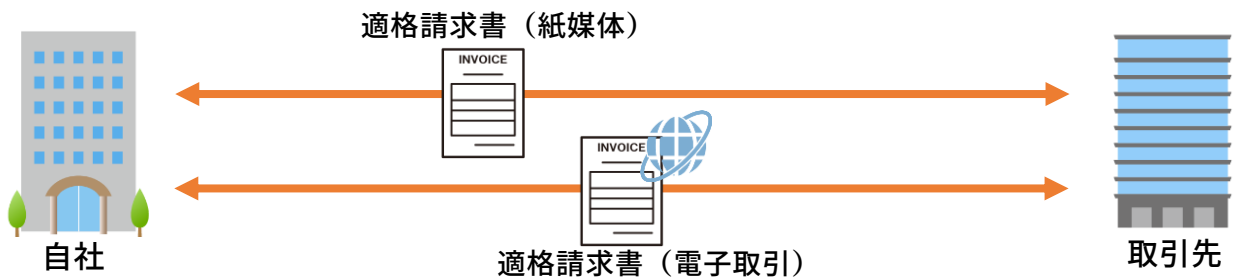
インボイス制度を契機として免税事業者の仕入先に対して、取引価格は据え置きとする代わりに協賛金を要請したり、該当取引以外の商品・役務の購入を要求することは、優越的地位の濫用として問題となります。

4. インボイス制度への準備【売り手・買い手共通編】



適格請求書の保存が義務

交付した「適格請求書の写し」と交付を受けた「適格請求書」の保存が必要です。



交付方法	消費税法	法人税・所得税法
紙による交付	紙での保存または電子保存	紙での保存または電子保存
電子取引による交付	紙での保存または電子保存	電子保存

電子保存は電子帳簿保存法の要件に則り保存が可能（電子帳簿保存法については次のページからの記事を参照）。

5. まとめ

いよいよ令和5年10月にスタートする消費税の仕入税額控除の新方式「インボイス制度」。適格請求書発行事業者の登録申請は進めていても、「その先の準備」があることを見落としていませんか。まずはインボイス制度で求められる対応と課題を洗い出し、準備をしっかりと整えておきましょう。

電子帳簿保存法を紐解く

【第6回】適格請求書の保存と電子帳簿保存法

令和5年は「10月開始のインボイス制度」と「令和5年度税制改正対応の電子帳簿等保存制度」という2つの制度に対応していかなければならない年です。

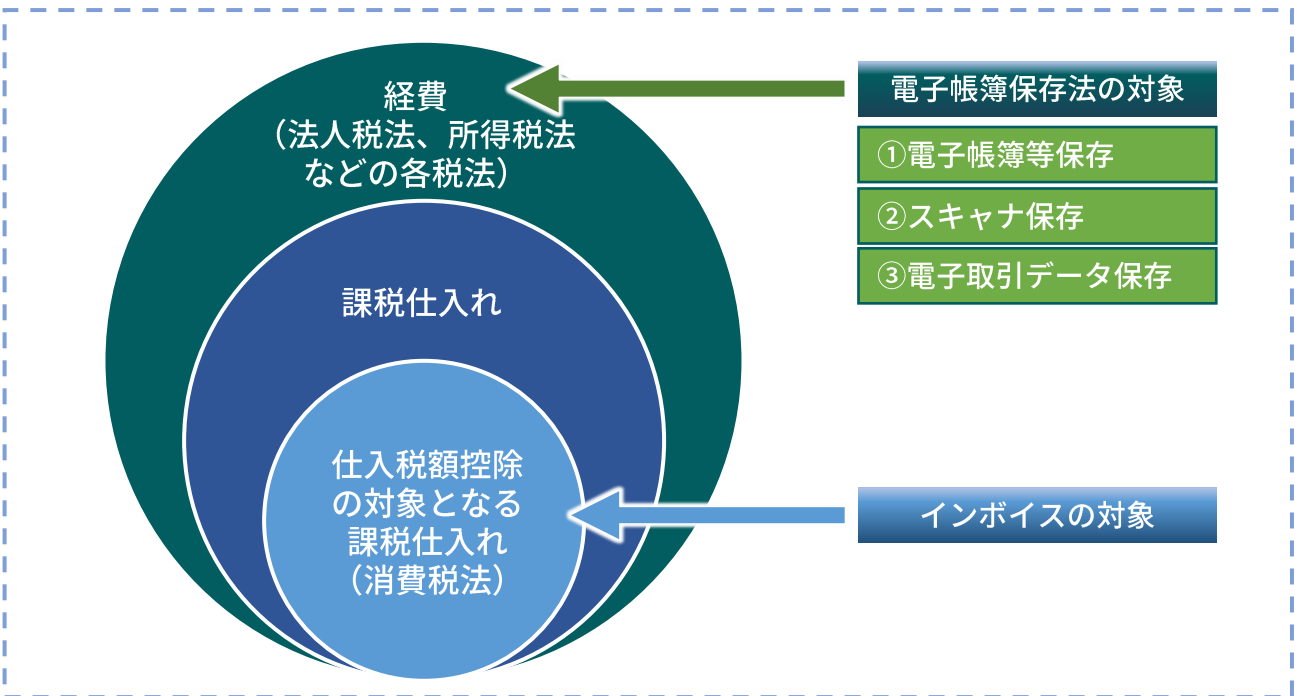
今回は、令和5年税制改正内容を踏まえた電子帳簿保存法とインボイス制度との関係について解説します。

1. インボイス制度と電子帳簿保存法の関係

電子帳簿等保存制度は、法人税や所得税等の各税法上、保存が必要な「帳簿（国税関係帳簿）」や「領収書・請求書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データ（電磁的保存）での保存を認める制度です。

電子帳簿保存法では、帳簿や書類の電子保存に関するルールを「電子帳簿保存」、「スキャナ保存」、「電子取引データ保存」の3つに分けて定めています。（HMCネットワークNo.137・142号参照）

一方インボイス制度は、消費税法上、課税事業者が（課税仕入れに係る）仕入税額控除を受ける要件として、インボイス（適格請求書）に記載された消費税額のみを控除することができる制度です。



上図のように、経費の全てが消費税の仕入税額控除の対象となるわけではありません。経費の中には、課税仕入れの要件に該当しない「事業以外の経費」や課税仕入れの控除対象とはならない「非課税の取引」などもあります。

そのため、経費の中で「課税仕入れ」で「仕入税額控除の対象となるもの」がインボイスの対象となります。

インボイスは、紙の請求書や領収書などの他に電磁的記録（電子インボイス・デジタルインボイス）による提供も可能です。インボイスを電子取引（EDI取引、電子メール、Webサイトを通じた授受など）による電子データで提供または受領した場合は、電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要です。

① 国税関係書類
(下記②以外)

電子取引

電子帳簿保存制度
各税法 (法人税法、所得税法等)

データでの保存が義務
(ただし宥恕措置・猶予措置による紙保存も可能)

② 仕入税額控除
の対象書類

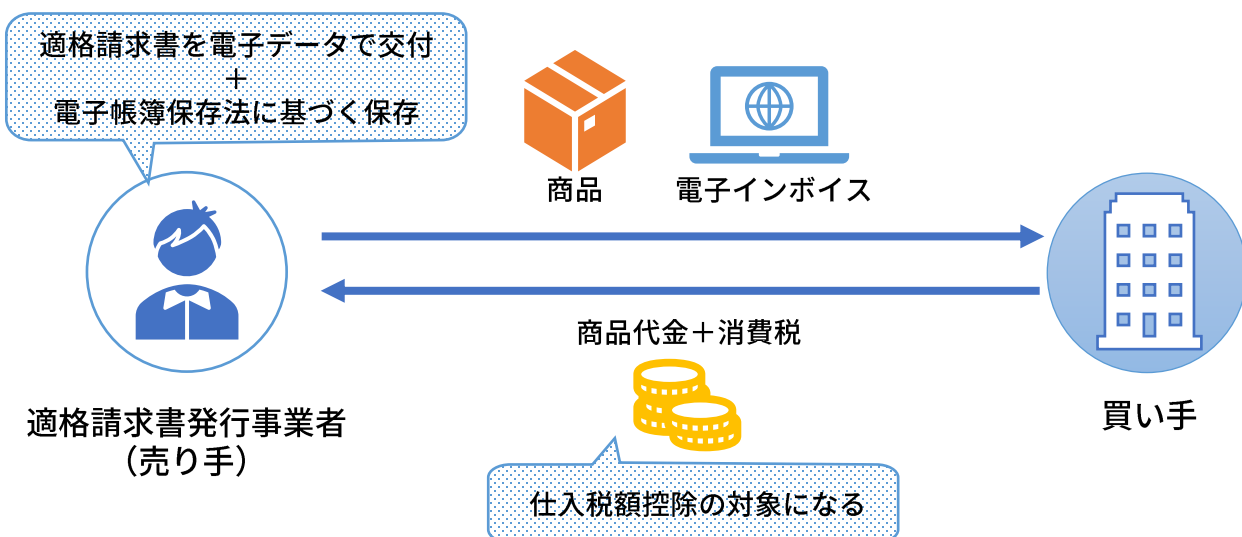
インボイス制度
(消費税法)

・電帳法に準じたデータ保存も可能
・紙(書面)保存も可能

電子取引で電子インボイスを交付・受領・保存する場合は、電子帳簿保存法とインボイス制度の両方の要件を満たすシステム対応が必要になります。

2. 電子インボイスとは

電子インボイスとは、仕入税額控除に必要な「適格請求書」を電子化する仕組みのことです。具体的には、以下のような電子取引で交付された適格請求書がこれに該当します。



適格請求書を発行する売り手が電子インボイスを交付してきた場合、買い手側は、電子帳簿保存法に従って保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

電子インボイスに該当する交付方法

- ① 光ディスクや磁気テープ等の記録用の媒体による交付
- ② EDI取引による交付
- ③ 電子メールによる交付
- ④ インターネット上のサイトを通じた交付

3. 電子インボイスのメリット・デメリット

(1) 電子インボイスのメリット

電子インボイスの導入は、企業に業務効率改善などのメリットがあります。売り手、買い手双方に考えられるメリットについて詳しく解説します。

1 データ処理の効率化と人為的ミスの防止

一般的な紙の書類の取りまとめなどの際、会計システムへのデータ入力はすべて手作業で行う必要があります。重要なデータの一つひとつ手作業で入力するのは手間や時間がかかり、人為的ミスが起きる原因にもなります。

また、この作業に加え、複数の税率が混在している現在は会計処理も煩雑です。しかし、電子インボイスであれば、各会計システムに直接データとして取り込むことができ、複雑な計算などもシステムが自動で行ってくれるため、業務効率を大幅に削減できます。

2 データ改ざんを防止

電子インボイスは紙で交付された適格請求書よりも、信頼性が高いと考えられます。

電子インボイスに電子署名を施すことで改ざんされていないことを証明したり、ファイルへのアクセス履歴を残したりと、紙媒体では難しいセキュリティ管理が可能のためです。

また、さらなるセキュリティ向上のため、総務省では電子インボイスに適格請求書発行事業者情報を付与した電子署名（eシール）の導入を検討しています。

3 保管・管理コストの削減

インボイス制度導入以降は、売り手・買い手ともに適格請求書の控えを7年間保存する義務があります。適格請求書発行事業者にとっては、電子インボイスにより、書類の適切な保管や確認事務などの作業負担の軽減が期待されます。

請求書を紙で保管すると、保管スペースやファイリングに時間とコストがかかります。電子データで管理しクラウドなどを活用すれば書類の保管スペースが不要となり、請求書をファイリング・保管・管理する労力も削減できます。

過去の請求書等のデータ確認が必要な場合にも、検索機能で容易に探し出せます。

4 リモートワークに対応

クラウドサービスを活用し、インターネット上で完結する電子インボイスの交付・保管に関するワークフローを構築すれば、リモートワークに対応できる業務体制の整備が可能です。

(2) 電子インボイスのデメリット

電子インボイスは、データの改ざんを防ぎ、保管・管理コストを削減できるなど、便利で扱いやすい反面、いくつかのデメリットも挙げられます。

1 電子データ保存のルールを社内で策定・教育する必要がある

電子インボイスを発行した場合、もしくは取引先から発行された場合、電子帳簿保存法に準じてデータを保存しなければなりません。

保存する電子インボイスの取り扱いについては、事前に社内でルールを策定して、人為的なミスや、保存するシステムの不具合などによって誤ってデータを消失しないよう管理を徹底することが必要です。

2 取引先によっては電子インボイスが扱えない場合がある

取引先によっては、電子インボイスによる取引に消極的な場合もあり、紙による交付しか認められないケースも考えられます。この場合、紙と電子インボイス両方の対応が必要なため、経理業務に負担がかかると考えられます。

4. まとめ

電子インボイスは、データ入力自動化による人為的ミスの防止やデータ改ざんの防止などのメリットが考えられます。その一方で、電子インボイスを保存するためのルール作りや、取引先によっては紙による適格請求書も併用しなければならないなどのデメリットも挙げられます。メリットやデメリットを事前に正しく理解したうえで、自社に適した業務体制の構築を行きましょう。

今号の論語

学べば則ち固ならず

周囲からのアドバイスや読書を通して、貴方以外の考え方にも一理あることを認めるようにして、視野を広げ、視点を増やし、ひとりよがりの人物になるのを防ぎましょう。

【書き下し文】

子曰わく、君子重からざれば則ち威
あらず。学べば則ち固ならず。忠信を
主とし、己に如かざる者を友とするこ
と無かれ。過ちてば則ち改むるに憚る
こと勿かれ。

【現代語訳】

孔子先生は言った。「君子は重々しい
雰囲気があれば威厳がありません。学
問をすれば頑固でなくなり柔軟になりま
す。忠信の心を大切に、自分に及ば
ない者を友としてはいけません。過ちが
あったときは、それを改めることをため
らってはけません。」と。

【原文】

子曰、君子不重則不威。学則不固。主
忠信、無友不如己者、過則勿憚改。

「論語」の第一章「学而第一」
の中にある孔子の言葉です。ここ
での「固」とは、頑なであること、
つまり頑固なこと、凝り固まった
思考のことを指しています。

人は、自分をはじめて行う仕事
を請け負った際には、どんな些細
なことでも先輩や周囲の人にお伺
いを立てるものですが、仕事に慣
れ、それなりに自信がついてくる
と、自分なりのやり方や考え方を
持つようになります。自分は完全
ではない、一人前ではないと理解
しているにも関わらず、実際には、
なにかを言われたり反論されたり
すると、自己防衛の感情が働き、
人の意見に耳を貸さない、反発す
るといった振る舞いをしてしま
います。

この振る舞いは、周りの人の目
には「固」＝「私のことは放って
おいてくれ」と言っているように
映ってしまい、そうすると周囲か
らの協力は減ります。すると、そ
の非協力的な周りの態度にますま
す反発して、さらに自分の正当性
に固執するようになります。その

結果、チームワークが乱れ、業務
に支障をきたしてしまいます。こ
のように人の意見を受け入れられ
ない傾向を「確認バイアス」と言
います。

そこで大切になるのが「学」と
いうアクションです。「学」とは
単なる知識習得ではありません。
自分の能力・理解の不足をしっか
りと認識した上で、自分以外の見
方・考え方の価値を認め、その不
足を補っていくアクションです。
確認バイアスの強い人は、このア
クション時に自分の思い込みや願
望を強化する情報ばかりに目が行
き、そうでない情報を軽視してし
まう傾向があります。そうならな
いために、まずは相手の意見を一
旦受け止め、「学」を実践してい
けば、ひとりよがりの人物になっ
てしまうことを避けられるでしょ
う。

自分の考えと異なる意見を出さ
れても、「そういう見方もあるん
だな」と受け止める。それが真に
「学」ぶ姿勢なのです。

セミナーのご案内



インボイス制度・会計対応セミナー

(株)ミロク情報システムより、インボイス制度・会計対応セミナー開催のお知らせです。

いよいよインボイス制度適用開始する2023年10月が迫って参りました。MJSシステムをご利用の皆様、会計システムの対応ポイントをご説明いたします。お申し込みについては担当者までお問い合わせください。

DATE
9/22
(金)

会場
呉商工
会議所 6F
大会議室

内容

10:00~10:30

「ACELINK NX記帳くん」

11:00~11:30

「iCompass NX 会計」

13:00~13:30

「かんたんクラウド 会計」

14:00~14:30

「iCompass NX 会計」

参加費

無料

主催：株式会社ミロク情報サービス

<お申し込み前にご確認ください>

- ※ 資料を使ってご説明いたします。(パソコンを利用したシステム研修会ではございません)
- ※ 開催時に最新の内容をご説明するため、内容が一部変更となる場合がございます。
- ※ 各研修開始時間の20分前よりご入場いただけます。
- ※ 当日は、受講票をお持ちいただくか、メールの画面をご提示ください。



+

電子帳簿保存法対応



電子帳簿保存法対応



年末調整等の注意点

今年も年末が近づいて参りました。例年通り、会社で行う年末調整の注意点について基本的なご説明をさせていただきます。

年末調整の主なポイント

(1) 年末調整の対象となる人・対象外の人を選別する

【対象となる人】

- ・「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人
- ・本年中に支払うことが確定した給与総額（非課税の給与は除く）が2,000万円以下の人

(2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出及び記載内容を確認する
原則的に本年最初の給与を支払う日の前日までに提出してもらった申告書の記載内容に変更がないか確認しておきましょう。

(3) 家族の所得金額とマイナンバーを確認してもらう

扶養控除や配偶者控除はその年の扶養親族等の合計所得金額によって判定されます。年末調整後、やり直しになることがないように、できるだけ扶養親族の正確な所得金額を各従業員に確認してもらいましょう。

(4) 必要な書類は漏れのないように入手してもらう

各種控除を受けるには書類の添付が必要なものがあります。保険料控除証明書や住宅ローン控除等はコピーでなく入手した原本を添付することになりますので漏れのないよう揃えてもらいましょう。

【マイナンバーについて】

※弊社でお預かりする書類には、マイナンバーの記載はされないようご注意ください。

※新たに入社された等、昨年より従業員が増えた事業者の方は、各担当者へマイナンバーカード等の複写をご提出ください。また、堀江会計事務所では、電子化対応を開始しております。詳しくは担当者までお問い合わせください。

確定申告の準備について

年末調整で控除し忘れていたものがある場合や医療費が一定額以上かかった場合は、確定申告をすることで所得税を減額することができます。

当社では、前年の資料返却時に「個人確定申告準備資料入れ」をお渡しさせていただいております。

①国民年金保険、生命保険、地震保険（損害保険）の控除証明書 ②医療費、寄付金の領収書等を、資料が揃い次第、**2024年1月25日（木）**までにご提出ください（資料入れをお持ちでない方は、担当者までご連絡いただくか、お手持ちの封筒に入れてご持参ください）。また、土地建物を売った方、今年ローンで住宅を取得した方、高額な現金や物を譲り受けた方は早めに関係書類をそろえて担当者までご連絡ください。

その他のお知らせ



冬季休暇のお知らせ

12月29日（金）

～1月3日（水）

の間お休みさせていただきます。

（1月4日より平常営業致します）

編集後記

今年の夏は、「観測史上最も暑い」と評された酷暑となりました。世界の平均気温の記録更新や、熱波による山火事等が相次ぎました。国連のグテーレス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が来た」と述べ、「地球沸騰」という新たなワードが話題となりました。地球の平均海水温も8月に史上最高を記録し、環境に厳しい影響を及ぼしています。

気候変動による影響は、暑さだけではなくありませんでした。ゲリラ雷雨や台風での被害も大きく、お隣の韓国や、インド・カナダなどでも大雨による洪水、地すべりなどで多数の死者が出る被害となっています。いよいよ企業は、SDGsの一環として温暖化への対応が求められ、同時に災害への備えや、事業継続計画（BCP）の作成等の取り組みが重要視されていく時代となりそうです。

一方で、新型コロナウイルスが5類指定となつてからはじめての夏として、観光地が活気づいた夏ともなりました。夏の風物詩として、実に4年ぶりに各地で花火大会が復活する中、観

覧席の有料化が全国で広がっています。調査会社「帝国データバンク」の調べによると、この夏、各地で催された106の花火大会のうち、約7割で「有料席」を設けており、すでに有料席を設けていた大会でも値上げが相次いでいたとのことでした。帝国データバンクは、ロシアのウクライナ侵攻の影響で、花火に使われる火薬の価格が高止まりしていることや、警備の人員費の上昇など運営コストが増加していることが背景にあると分析しています。

8月には広島で平和記念式典が執り行われました。過去最多となる101の国の代表が参列し、今年の参列者は、新型コロナウイルスの感染が拡大する前と同じ規模のおよそ5万人となりました。ロシア・ウクライナ戦争を受け、世界の平和を願う国がその意志を表明しているといえるでしょう。自然による被害が相次ぐ昨今、人為による災害は最小限に止め、世界規模の気候変動対策に一丸となつて取り組んでいきたいものです。





税理士法人
堀江会計事務所